県内市町村等の令和７年度決算に基づく健全化判断比率等の概要（確報）

令和８年１１月１９日
福島県総務部市町村財政課

【要点】

１　県内の 59 市町村において、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率が早期健全化基準以上となる市町村はありません。

２　実質公債費比率は、前年度と比較し、21 団体において上昇、34 団体において低下、４団体において増減なしとなりました。

３　将来負担比率は、前年度と比較し、12 団体において上昇、14 団体において低下となりました。

４　県内の市町村等の公営企業会計（下水道事業等）において、資金不足比率が経営健全化基準以上となる企業会計はありません。

１　健全化判断比率等の公表について

県内市町村等の健全化判断比率等について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第４項及び同法第 22 条第３項の規定に基づきその概要を公表するものです。

※　健全化判断比率等（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率）は、各市町村等が法律に基づき議会への報告及び公表することになっており、その手続が完了したため「確報」としています。

２　県内市町村等の各比率の概要

(1) 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額はありません。したがって、比率は算定されません。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計等と公営事業会計の連結実質赤字額はありません。したがって、比率は算定されません。

(3) 実質公債費比率

早期健全化基準（25%）以上の市町村はありません。

○ 県内市町村における比率（３か年平均）の平均（加重）は5.9%となっており、前年度の比率（３か年平均）から0.1%減少しました。資料１
○ 特徴としては、
- 公債費に準ずる債務負担行為に係るものの額が減少（対前年度比▲6.2%）したこと
- 標準税収入額等が増加（対前年度比＋1.4%）したこと
- 普通交付税額が増加（対前年度比＋5.6%）したこと

が挙げられます。資料２
○ 実質公債費比率が１８%以上の市町村は、地方債の発行に当たり許可が必要となりますが、本県で該当している市町村はありません。資料１

(4) 将来負担比率

早期健全化基準（350%）以上の市町村はありません。

○ 県内市町村における比率の平均（加重）は、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため、前年度に引き続き、算定されておりません。資料１
○ 特徴としては、
- 地方債の現在高が減少（対前年度比▲1.6%）したこと
- 公営企業債等繰入見込額が減少（対前年度比▲1.3%）したこと
- 標準財政規模が増加（対前年度比＋2.3%）したこと

が挙げられます。資料３
○ 全体として、市町村の将来負担は健全な水準にあると考えられます。

(5) 資金不足比率

相馬方部衛生組合の病院事業会計において資金不足が生じましたが、経営健全化基準（20%）未満となっております。

【総括】

県内市町村においては、全ての比率において基準を下回っており、財政の健全性が保たれています。

また、震災や原発事故、自然災害からの復旧・復興及び防災対策、物価高騰などの課題に取り組みつつ、地方債の償還を着実に進め、基金への積立てを行うなど安定的な財政運営を行っております。

（別紙）

令和7年度決算に基づく健全化判断比率一覧（確報）

資料1

(1)健全化判断比率

（単位：%）

	市町村＼比率	健全化判断比率									
		実質赤字比率（財政再生基準 20%）		連結実質赤字比率（財政再生基準 30%）		実質公債費比率（早期健全化基準 25%）（財政再生基準 35%）			将来負担比率（早期健全化基準 350%）		
		比率	早期健全化基準	比率	早期健全化基準	3カ年平均比率	前年度比率（3カ年平均）	増減	比率	前年度比率	増減
1	福島市	－	11.25	－	16.25	5.3	4.5	0.8	5.8	－	5.8
2	会津若松市	－	11.78	－	16.78	5.4	5.2	0.2	68.6	38.8	29.8
3	郡山市	－	11.25	－	16.25	1.3	1.3	0.0	－	－	0.0
4	いわき市	－	11.25	－	16.25	6.1	7.1	▲ 1.0	－	－	0.0
5	白河市	－	12.56	－	17.56	7.7	8.3	▲ 0.6	46.9	48.4	▲ 1.5
6	須賀川市	－	12.41	－	17.41	6.2	5.6	0.6	65.0	75.0	▲ 10.0
7	喜多方市	－	12.71	－	17.71	7.3	6.9	0.4	81.4	76.1	5.3
8	相馬市	－	13.25	－	18.25	11.2	11.2	0.0	－	－	0.0
9	二本松市	－	12.60	－	17.60	9.3	9.4	▲ 0.1	23.3	27.1	▲ 3.8
10	田村市	－	12.85	－	17.85	8.6	8.8	▲ 0.2	2.8	－	2.8
11	南相馬市	－	12.53	－	17.53	8.0	8.4	▲ 0.4	－	－	0.0
12	伊達市	－	12.58	－	17.58	10.8	10.9	▲ 0.1	55.8	51.0	4.8
13	本宮市	－	13.37	－	18.37	6.0	5.4	0.6	57.3	66.9	▲ 9.6
14	桑折町	－	15.00	－	20.00	8.0	8.8	▲ 0.8	－	－	0.0
15	国見町	－	15.00	－	20.00	3.9	3.9	0.0	7.7	0.4	7.3
16	川俣町	－	15.00	－	20.00	4.3	4.4	▲ 0.1	2.3	－	2.3
17	大玉村	－	15.00	－	20.00	6.1	7.0	▲ 0.9	－	－	0.0
18	鏡石町	－	15.00	－	20.00	10.2	10.1	0.1	114.9	107.2	7.7
19	天栄村	－	15.00	－	20.00	8.1	8.3	▲ 0.2	－	－	0.0
20	下郷町	－	15.00	－	20.00	5.9	5.9	0.0	－	－	0.0
21	檜枝岐村	－	15.00	－	20.00	4.4	4.1	0.3	－	－	0.0
22	只見町	－	15.00	－	20.00	5.8	5.0	0.8	－	－	0.0
23	南会津町	－	13.60	－	18.60	6.3	6.8	▲ 0.5	15.9	17.9	▲ 2.0
24	北塩原村	－	15.00	－	20.00	13.9	14.3	▲ 0.4	57.6	52.9	4.7
25	西会津町	－	15.00	－	20.00	10.8	11.5	▲ 0.7	61.3	65.4	▲ 4.1
26	磐梯町	－	15.00	－	20.00	9.7	11.1	▲ 1.4	92.7	81.1	11.6
27	猪苗代町	－	14.50	－	19.50	9.7	9.5	0.2	14.4	27.5	▲ 13.1
28	会津坂下町	－	14.77	－	19.77	7.9	9.0	▲ 1.1	4.7	12.2	▲ 7.5
29	湯川村	－	15.00	－	20.00	11.2	11.5	▲ 0.3	－	－	0.0
30	柳津町	－	15.00	－	20.00	7.2	6.9	0.3	－	－	0.0
31	三島町	－	15.00	－	20.00	17.5	15.6	1.9	－	5.5	▲ 5.5
32	金山町	－	15.00	－	20.00	5.1	5.0	0.1	－	－	0.0
33	昭和村	－	15.00	－	20.00	9.0	8.9	0.1	－	－	0.0
34	会津美里町	－	13.87	－	18.87	3.3	3.4	▲ 0.1	－	－	0.0
35	西郷村	－	13.94	－	18.94	3.2	3.4	▲ 0.2	－	－	0.0
36	泉崎村	－	15.00	－	20.00	5.4	6.4	▲ 1.0	－	－	0.0
37	中島村	－	15.00	－	20.00	7.1	7.6	▲ 0.5	6.4	2.8	3.6
38	矢吹町	－	14.74	－	19.74	8.7	10.4	▲ 1.7	60.0	65.1	▲ 5.1
39	棚倉町	－	15.00	－	20.00	8.4	10.4	▲ 2.0	－	－	0.0
40	矢祭町	－	15.00	－	20.00	4.4	4.0	0.4	－	－	0.0
41	塙町	－	15.00	－	20.00	11.2	11.7	▲ 0.5	26.6	34.3	▲ 7.7
42	鮫川村	－	15.00	－	20.00	4.9	5.9	▲ 1.0	－	－	0.0
43	石川町	－	14.87	－	19.87	6.8	6.3	0.5	15.5	21.9	▲ 6.4
44	玉川村	－	15.00	－	20.00	12.3	12.0	0.3	134.3	119.9	14.4
45	平田村	－	15.00	－	20.00	13.7	14.3	▲ 0.6	－	－	0.0
46	浅川町	－	15.00	－	20.00	8.1	7.5	0.6	13.5	17.0	▲ 3.5
47	古殿町	－	15.00	－	20.00	7.8	8.5	▲ 0.7	－	－	0.0
48	三春町	－	14.69	－	19.69	7.3	7.8	▲ 0.5	52.4	55.5	▲ 3.1
49	小野町	－	15.00	－	20.00	5.5	5.2	0.3	－	－	0.0
50	広野町	－	15.00	－	20.00	5.0	4.7	0.3	－	－	0.0
51	楢葉町	－	15.00	－	20.00	−2.3	−2.0	▲ 0.3	－	－	0.0
52	富岡町	－	15.00	－	20.00	−0.5	−0.3	▲ 0.2	－	－	0.0
53	川内村	－	15.00	－	20.00	6.1	6.4	▲ 0.3	－	－	0.0
54	大熊町	－	14.05	－	19.05	−0.8	−1.0	0.2	－	－	0.0
55	双葉町	－	15.00	－	20.00	1.0	2.0	▲ 1.0	－	－	0.0
56	浪江町	－	14.74	－	19.74	0.6	0.9	▲ 0.3	－	－	0.0
57	葛尾村	－	15.00	－	20.00	4.8	5.3	▲ 0.5	－	－	0.0
58	新地町	－	15.00	－	20.00	11.9	11.2	0.7	－	－	0.0
59	飯舘村	－	15.00	－	20.00	5.5	5.9	▲ 0.4	－	－	0.0
県内市町村平均（加重）		－		－		5.9	6.0	▲ 0.1	－	－	－

（備考）

1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合、将来負担比率がマイナスとなり負担が発生しない場合は、比率の欄に「－」と記載しています。

2 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、標準財政規模に応じて早期健全化基準が異なります。

(2)資金不足比率

（単位：%）

団体名	事業名	特別会計名	資金不足比率（経営健全化基準 20%）		
			比率	前年度比率	増減
相馬方部衛生組合	病院	公立相馬総合病院事業会計	12.9	0.0	12.9

●県合計値における比率分析

資料2

（単位：千円、％）

実質公債費比率分析（単年度）		R07 算定額	R06 算定額	R07－R06 増減	対前年度増減率
分　子(①～⑦ － ⑧)		30,616,496	28,472,052	2,144,444	7.5
①	元利償還金の額（繰上償還額等の額に係る分を除く）	84,532,665	83,999,652	533,013	0.6
②	積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0	－
③	満期一括償還地方債の１年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）	8,333	0	8,333	皆増
④	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	21,895,982	21,491,504	404,478	1.9
⑤	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	2,935,567	2,607,444	328,123	12.6
⑥	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	946,906	1,009,624	▲62,718	▲6.2
⑦	一時借入金の利子	5,813	5,755	58	1.0
⑧	控除額計（⑨～⑫） （基準財政需要額に算入された額⑩～⑫）	79,708,770	80,641,927	▲933,157	▲1.2
⑨	特定財源の額	9,795,818	9,158,394	637,424	7.0
⑩	事業費補正算入	15,682,999	16,056,074	▲373,075	▲2.3
⑪	災害復旧費等	51,497,446	52,606,648	▲1,109,202	▲2.1
⑫	密度補正算入	2,732,507	2,820,811	▲88,304	▲3.1
分　母(⑬～⑮ － (⑧－⑨))		502,847,042	488,484,635	14,362,407	2.9
⑬	標準税収入額等	359,290,825	354,219,415	5,071,410	1.4
⑭	普通交付税額	213,469,169	202,222,314	11,246,855	5.6
⑮	臨時財政対策債発行可能額	0	3,526,439	▲3,526,439	皆減
	⑧－⑨	69,912,952	71,483,533	▲1,570,581	▲2.2
実質公債費比率（単年度）		**6.08863**	**5.82864**	**0.25999**	

実質公債費比率は前3年度（令和5～令和7年度）の平均値として算出されるが、上記分析については、
単年度の値を用いているため、比率等一覧の「県内市町村平均（加重）」とは合致しない。

●県合計値における比率分析

資料3

（単位：千円、％）

将来負担比率分析	R07	R06	R07－R06	
	算　定　額	算　定　額	増　減	対前年度増減率
分　子(B－C)	▲151,908,610	▲166,722,213	14,813,603	－
将来負担額 B（①'～⑧'）	1,195,655,282	1,197,011,222	▲1,355,940	▲0.1
①' 地方債の現在高	806,308,985	819,174,449	▲12,865,464	▲1.6
②' 債務負担行為に基づく支出予定額	4,827,436	5,516,439	▲689,003	▲12.5
③' 公営企業債等繰入見込額	228,635,105	231,620,983	▲2,985,878	▲1.3
④' 組合等負担等見込額	43,221,694	31,896,734	11,324,960	35.5
⑤' 退職手当負担見込額	110,184,613	107,991,290	2,193,323	2.0
⑥' 設立法人の負債額等負担見込額	2,216,847	744,852	1,471,995	197.6
地方道路公社	0	0	0	－
土地開発公社	1,403,113	451,849	951,264	210.5
地方独立行政法人	0	0	0	－
第三セクター等	813,734	293,003	520,731	177.7
⑦' 連結実質赤字額	0	0	0	－
⑧' 組合等連結実質赤字額負担見込額	260,602	66,475	194,127	292.0
充当可能財源等 C（⑨'～⑪'）	1,347,563,892	1,363,733,435	▲16,169,543	▲1.2
⑨' 充当可能基金	500,129,322	501,420,453	▲1,291,131	▲0.3
⑩' 充当可能特定歳入	112,740,675	108,234,721	4,505,954	4.2
うち都市計画税	95,704,388	91,074,965	4,629,423	5.1
⑪' 基準財政需要額算入見込額	734,693,895	754,078,261	▲19,384,366	▲2.6
分　母(D －（⑧－⑨))	502,847,042	488,484,635	14,362,407	2.9
標準財政規模 D	572,759,994	559,968,168	12,791,826	2.3
⑧－⑨（再掲）	69,912,952	71,483,533	▲1,570,581	▲2.2
将来負担比率	－	－	－	

制度解説

健全化判断比率等とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定・公表される次の財政指標です。

健全化判断比率	資金不足比率
１ 実質赤字比率　　３ 実質公債費比率 ２ 連結実質赤字比率　４ 将来負担比率	（公営企業会計ごとに算定）

健全化判断比率には早期健全化基準及び財政再生基準、資金不足比率には経営健全化基準があり、その基準以上となると、改善に向けた計画策定が義務付けられています。

用語解説

○　実質赤字比率

一般会計等の歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、市町村の一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したものです。

市町村の会計は、単年度において収支が均衡することが原則ですが、赤字がやむを得ず発生した場合には、その赤字を翌年度に繰越し、翌年度に解消できない場合は、さらに赤字が累積していくこととなります。

こうしたことから、歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げ当該年度の歳出への充用（繰上充用)、翌年度への債務の繰り延べ（支払繰延)、執行すべき事業の繰り越し（事業繰越）があれば、単年度の赤字額ではなくそれらを含めた赤字額（「実質赤字額」）を標準財政規模と比較して示すことで、その赤字の深刻さを把握しようとするものです。

○　連結実質赤字比率

市町村のすべての会計の赤字額と黒字額を合算することにより、市町村を一つの法人とみなした上で、歳出に対する歳入の不足額を、標準財政規模で除したものです。

市町村の会計は、地方税や地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等の会計のほか、公営企業会計などのように料金収入等を主な財源として事業を実施している会計があり、公営企業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響を捉える必要があります。

このため、すべての会計の赤字・黒字の要素を合算し、市町村全体として見た収支における資金不足の深刻さを把握しようとするものです。

○　実質公債費比率

義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費の額を、標準財政規模を基本とした額で除したものの３か年の平均値です。

こうした削減や先送りのできない経費の比率が高まると、他の経費を節減しなければ収支が悪化し赤字団体となる可能性が高まる（これを「財政の弾力性が低下」した状態と言います）ことから、比率が一定水準以上になっていないかをチェックすることで、市町村財政の弾力性が失われていないかを把握しようとするものです。

○　将来負担比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の３つの指標は、それぞれ当該年度において解消すべき赤字や負債の状況を示すものです。（＝「現在の負担」の状況）

一方、将来負担比率は、市町村が発行した地方債残高だけでなく、例えば、土地開発公社及び市町村が損失補償を付した第三セクターの債務などを幅広く含めた、決算年度末時点での将来負担額を、標準財政規模を基本とした額で除したものです。（＝「将来の負担」の状況）

この比率が高いと、単年度の標準的な財政規模に比べて将来の負担が大きいことを意味するため、今後の財政運営に問題が生じるリスクが高まります。

こうしたことから、比率が一定水準以上になっていないかをチェックすることによって、現在の負担だけでなく、将来の負担をも念頭に置いた財政運営が行われているかを把握しようとするものです。

○　資金不足比率

一般会計等における実質赤字に相当する公営企業会計の「資金不足額」を、公営企業の事業規模で除したものです。

この比率が高くなるほど、当該公営企業の事業規模に比して多額の累積した資金不足が発生していることになり、毎年度の事業運営だけではその解消が困難になっていきます。

なお、資金不足額の計算に際しては、例えば水道事業などでは、設備等への投資を行っても料金収入は給水が開始する数年先になってしまうなど、構造的に発生するやむを得ない資金不足（これを「解消可能資金不足額」といいます）もあることから、そうした額を控除することになっています。

○　「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する財政健全化計画等

・「財政健全化計画」

健全化判断比率が１つでも早期健全化基準を上回った場合、「財政健全化計画」の策定が必要となります。財政健全化計画は議会の議決を得て、速やかに住民に公表しなければなりません。また、県知事、総務大臣への報告が義務づけられています。

・「財政再生計画」

将来負担比率を除く健全化判断比率が１つでも財政再生基準を上回った場合、「財政再生計画」の策定が必要となります。財政再生計画は議会の議決を得て、速やかに住民に公表しなければなりません。また、計画について、総務大臣の同意がなければ地方債は発行できません。

・「経営健全化計画」

資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合、「経営健全化計画」の策定が必要となります。経営健全化計画は議会の議決を得て、速やかに住民に公表しなければなりません。また、県知事、総務大臣への報告が義務づけられています。